

米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業実施要領

国際定期便利用促進協議会

1 主旨・目的

この要領は、米子鬼太郎空港から出発する国際航空便の利用促進を図るため、同空港に就航する国際定期便の利用者が、高速自動車国道、一般有料道路等の有料道路（高速道路株式会社、都市高速道路公社、地方道路公社及び地方公共団体が事業主体となる有料道路を指す。以下「高速道路等」という。）を利用して空港を訪れる場合に対して、国際定期便利用促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で高速道路等の料金の一部を助成する事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 助成対象者

米子鬼太郎空港を起点とする国際定期便を往復利用した者

(2) 助成の条件

(ア) 助成対象者の条件

助成の対象となる者は前項（1）のうち、居住地等から米子鬼太郎空港までの間を高速道路等を利用して訪れる者とする。ただし、利用に供した自動車一台につき1名までとし、以下に該当する者を除く。

ア 片道当たりの高速道路等の普通車通常料金が1,000円に満たない場合。なお、普通車以外の車種区分を利用した場合は、当該利用料金を普通車通常料金に置き換えるものとする。

イ 旅行会社が募集して催行する旅行で使用するバス等に乗車して、高速道路等を利用した場合。

ウ 定期高速バスに乗車して、高速道路等を利用した場合。

(イ) 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりとし、1/2を乗じて得た額を上限として助成を行う。

①助成の対象となる航空便に搭乗するために高速道路等を往復利用した際に支払った料金とするが、居住地等から米子鬼太郎空港までの最寄りの高速道路等の出入口までを最短距離で往復利用した場合に要する料金をその上限とする。

②料金自動支払システム（いわゆるETC）等を利用して高速道路等の料金が割引適用となった場合は、その額を基準とする。

(ウ) 助成対象期間

助成の対象となる期間は、認定申請日と同一年度内までとし、当該期間内に助成対象便及び高速道路等の利用を終えているものであること。

(エ) 利用制限

助成の利用回数に制限を設けない。

3 助成対象料金の事前認定

(1) 助成を受けようとする者は、対象となる搭乗日の7日前までに様式第1号により協議会に対し、認定申請を行わなければならない。なお、助成対象件数は概ね500件とし、助成対象件数に達した場合は募集終了とする。

(2) 協議会は、申請があった場合は、原則として認定申請書を受理した日から3日以内に様式第2号により認定の決定及び不決定を行うものとする。

(3) 認定申請において、申請書に不備がある場合は、申請を受理しない。また、申請日以前の搭乗に伴う高速道路等の利用については認定の対象としない。

(4) 助成を受けようとする者が、認定を受けた後に助成対象旅行の内容を変更又は中止する場合

は、速やかに様式第3号により協議会へ通知しなければならない。ただし、認定を受けた高速道路等の利用区間又は車種区分について、助成金の増額を伴う変更を行う場合、予算の執行状況によっては変更前の利用区間又は車種区分を上限として、助成金の交付を行う場合がある。

- (5) 助成を受けようとする者は、協議会が助成した事例として、認定申請、次項の請求書並びに添付書類等に記載の内容について、個人が特定されない範囲で協議会及び県等において公開されることに同意の上、申請するものとする。

4 助成金の請求・交付手続

- (1) 助成の認定の決定を受けた者は、助成対象旅行を終了した日から15日以内に、様式第4号に必要事項を記載の上、高速道路等の利用料金がわかる領収書（原則として原本とする）、使用済み搭乗券等を添えて協議会（事務局：鳥取県）に交付申請及び助成金の請求を行うものとする。ETC等を利用した場合は、料金照会サービス等を利用し、利用証明書等料金がわかる資料を添えるものとする。
- (2) 協議会は、請求書の内容が適正であると判断した場合、請求書の受理日から30日以内に、請求額の支払を行うものとする。
- (3) 協議会は、認定済みの助成対象料金に対し予算の範囲内で助成するものとする。年度途中で助成を終了する場合は、事前に協議会または鳥取県が運営するホームページ等で告知するものとする。

5 その他

この要領に定めのない事項については、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

国際定期便利用促進協議会会長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

※携帯電話など日中ご連絡可能な電話番号をご記載ください。

米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業認定申請書

下記のとおり、米子発国際定期便利用のため高速道路等の利用に際して協議会からの助成認定を受けたいので、平成28年8月18日制定「米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業実施要領」第3(1)の規定により申請します。

なお、支援認定に際し手続き関係書類記載の内容に関し、支援事例として協議会及び県等において個人が特定されない範囲で公開、活用されることに同意の上、申請します。

記

1 利用航空便 ※該当空港名に○

(1) 往路

搭乗日 令和 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (米子)

⇒ 到着空港 (香港・ソウル・上海)

(2) 復路

搭乗日 令和 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (香港・ソウル・上海)

⇒ 到着空港 (米子)

2 高速道路利用区間

出発IC名

⇒ 到着IC名

3 高速道路利用車種区分 ※該当部分に○

普通車 ・ 軽自動車等 ・ 中型車 ・ 大型車 ・ 特大車

※車種区分が不明な場合は、高速料金検索サイト等により確認してください。

4 同行者の状況

同行者の有無 ※該当部分に○又は記載

無

・

有 (同行予定者数 人)

※利用に供する自動車に乗車する同行者の人数を記載。

令和 年 月 日

申請者

氏名

様

国際定期便利用促進協議会会長
(公印省略)

米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業の認定について (通知)

令和 年 月 日付けで申請のあった、米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業認定申請については、下記のとおり認定します(不認定としました)ので、平成28年8月18日制定「米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業実施要領」第3(2)の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日(旅行終了日の15日後)までに交付申請書兼請求書を提出してください。期日までに提出のない場合、承認後に対象となる条件を満たさないと判断される場合は支払いができませんのでご注意ください。

また、航空便利用後の請求書を含め、手続き関係書類記載の内容に関し支援事例として協議会及び県等において個人が特定されない範囲で公開、活用させていただきますのでよろしく申し上げます。

記

| | |
|------|--|
| 承認NO | |
|------|--|

問い合わせ先 〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課内 「高速利用料金助成事業係」

電話番号：0857-26-7221

※支援対象旅行実施後は、要領第4(1)に基づき様式第3号に必要な書類を添付の上、15日以内に協議会に請求を行うこと。

国際定期便利用促進協議会会長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

※携帯電話など日中ご連絡可能な電話番号をご記載ください

米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業の変更（中止）について（通知）

令和 年 月 日付第 号で認定された米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業については、下記のとおり変更（中止）しますので、平成28年8月18日制定「米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業実施要領」第3（5）の規定により通知します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

(1) 中止

(2) 一部変更（※変更となった部分のみ記載すること）

(ア) 往 路

搭乗日 令和 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (米子)

⇒ 到着空港 (香港・ソウル・上海)

(イ) 復 路

搭乗日 令和 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (香港・ソウル・上海)

⇒ 到着空港 (米子)

(ウ) 高速道路利用区間

出発IC名

⇒ 到着IC名

(エ) 高速道路利用車種区分 ※該当部分に○

普通車 ・ 軽自動車等 ・ 中型車 ・ 大型車 ・ 特大車

[注意]

既に認定を受けた高速道路等の利用区間又は車種区分について、助成金の増額を伴う変更を行う場合、予算の執行状況によっては変更前の利用区間又は車種区分を上限として、助成金の交付を行う場合がある。

国際定期便利用促進協議会会長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

※携帯電話など日中ご連絡可能な電話番号をご記載ください

米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業交付申請書兼請求書

令和 年 月 日により認定された米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業については、下記のとおり利用しましたので、平成28年8月18日制定「米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業実施要領」第4（1）の規定により助成金の交付を申請します。

記

1 利用航空便

(1) 往路

搭乗日 令和 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (米子)

⇒ 到着空港 (香港・ソウル・上海)

(2) 復路

搭乗日 令和 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (香港・ソウル・上海)

⇒ 到着空港 (米子)

2 高速道路利用区間

出発IC名

⇒ 到着IC名

3 高速道路利用車種区分

普通車 ・ 軽自動車等 ・ 中型車 ・ 大型車 ・ 特大車

4 同行者の状況

同行者の有無

無 ・ 有 (同行者数 人)

※利用に供した自動車に乗車した同行者の人数を記載。

4 交付申請額

円

5 助成金の振込先 (※ゆうちょ銀行を選択する場合は、必ず支店名 (漢数字3桁) も記入ください)

金融機関名

銀行・信用金庫・組合

(ゆうちょ銀行の場合 通帳記号

通帳番号

支店名

支店・支所・出張所

預金種目

1. 普通・総合

2. 当座

口座番号

(7桁)

口座名義人

(フリガナ:

)

※交付申請額は、要領で定める支援対象経費の1/2の額。

※補助対象経費の領収書等必要な書類を添付すること。

様式第5号

令和 年 月 日

申請者

氏名

様

国際定期便利用促進協議会会長

(公印省略)

米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業の交付決定及び交付額確定通知書(通知)

令和 年 月 日付けで交付申請のあったこのことについては、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので、平成28年8月18日制定「米子発国際定期便利用のための高速利用料金助成事業実施要領」第4(2)の規定に基づき通知します。

記

交付決定額等 金 円

なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。